

## 生活支援ヘルパー応援加算 算定要件

<b>1</b>	<b>雇用創出(40単位)</b> (いずれか1つでも実施していれば40単位。上限40単位)
(1)	市主催の「生活支援ヘルパー研修」又は「介護のしごと入門研修」での合同面接会（マッチング）に参加している
(2)	募集告知を行った上で、採用選考を実施している
(3)	ハローワークに生活支援ヘルパーの求人票を出している
<b>2</b>	<b>人材育成 (40単位)</b> (いずれか1つでも実施していれば40単位。上限40単位)
(1)	生活支援ヘルパーの人材育成方針を作成している
(2)	生活支援ヘルパーと個人目標を設定するなど意欲向上に取り組む体制がある
<b>3</b>	<b>人材の定着化 (40単位)</b> (いずれか1つでも実施していれば40単位。上限40単位)
(1)	生活支援ヘルパーが有給休暇取得しやすい制度がある、又は自分の都合に合わせて柔軟な働き方ができる（就業規則など）
(2)	生活支援ヘルパーとミーティングを行うなどコミュニケーション向上や相談しやすい環境づくりに努めている
(3)	生活支援ヘルパーが業務中に起きた事故、トラブル対応の体制がある（対応マニュアルなど）
<b>4</b>	<b>新人の育成 (40単位)</b> (いずれか1つでも実施していれば40単位。上限40単位)
(1)	新人の生活支援ヘルパーに対し先輩が初回のサービス提供時に同行する体制がある
(2)	新人の生活支援ヘルパーに対し事前に家事の仕方や顧客対応への研修等を実施する体制がある、又は業務手順書を作成している
(3)	新人の生活支援ヘルパーに対し訪問介護実施後のアドバイスやフィードバックを行い、育成に努める体制がある
<b>5</b>	<b>キャリアアップ支援(40単位)</b> (いずれか1つでも実施していれば40単位。上限40単位)
(1)	資格取得に関する相談体制（定期的な面談や相談の機会を設ける）がある
(2)	生活支援ヘルパーに対し資格取得のための都や市の費用補助制度の周知をしている
<b>6</b>	<b>資格取得(生活支援ヘルパーを雇用している事業所のみ算定可)</b> ((1)を実施していれば40単位。(1)と(2)両方実施していれば60単位。上限60単位)
(1)	生活支援ヘルパーに対し資格取得のための費用補助制度（事業所独自）があり、周知している
(2)	生活支援ヘルパーが資格取得する際、費用の補助（事業所が負担）を実施している